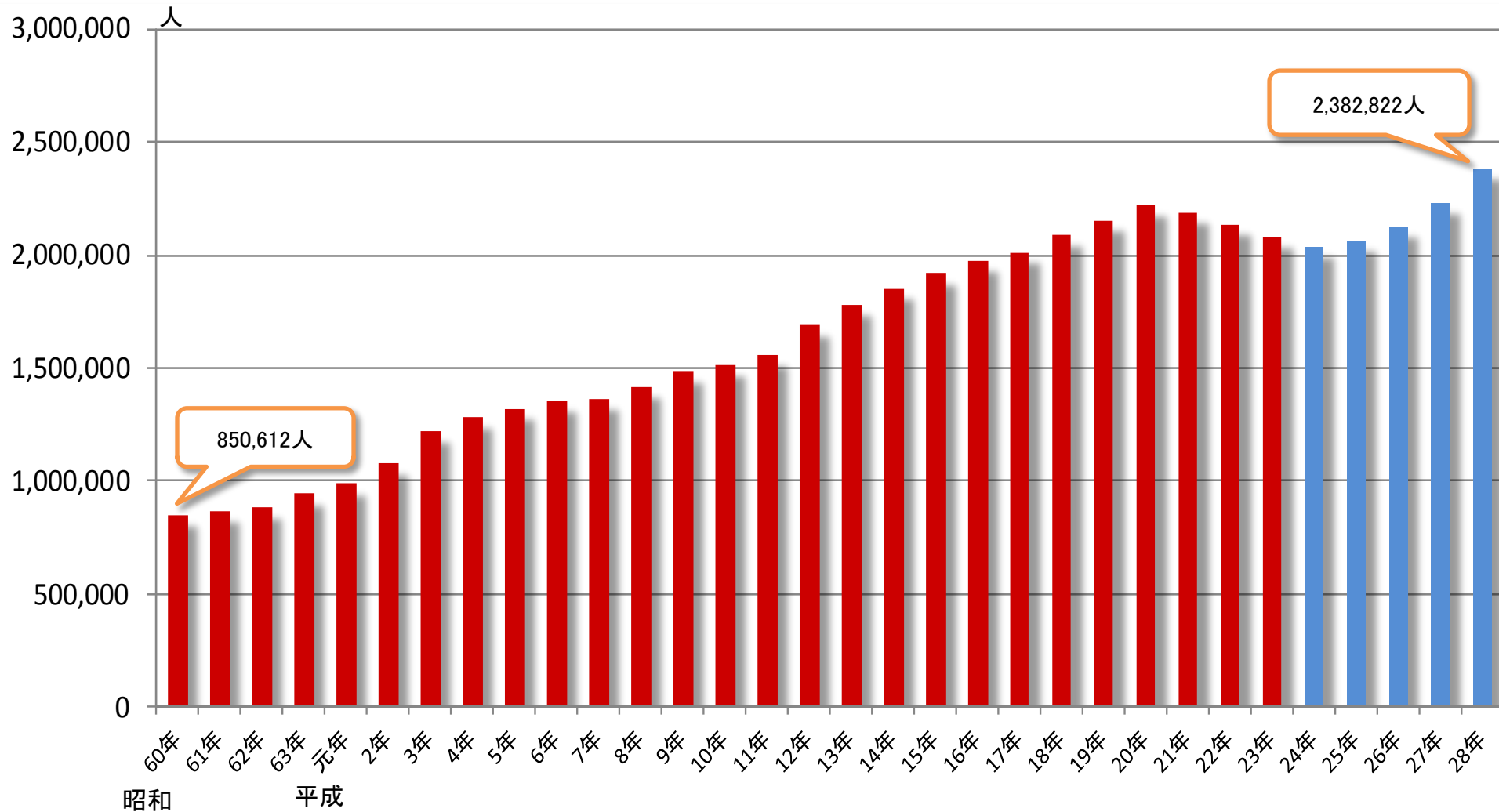


在留審査について

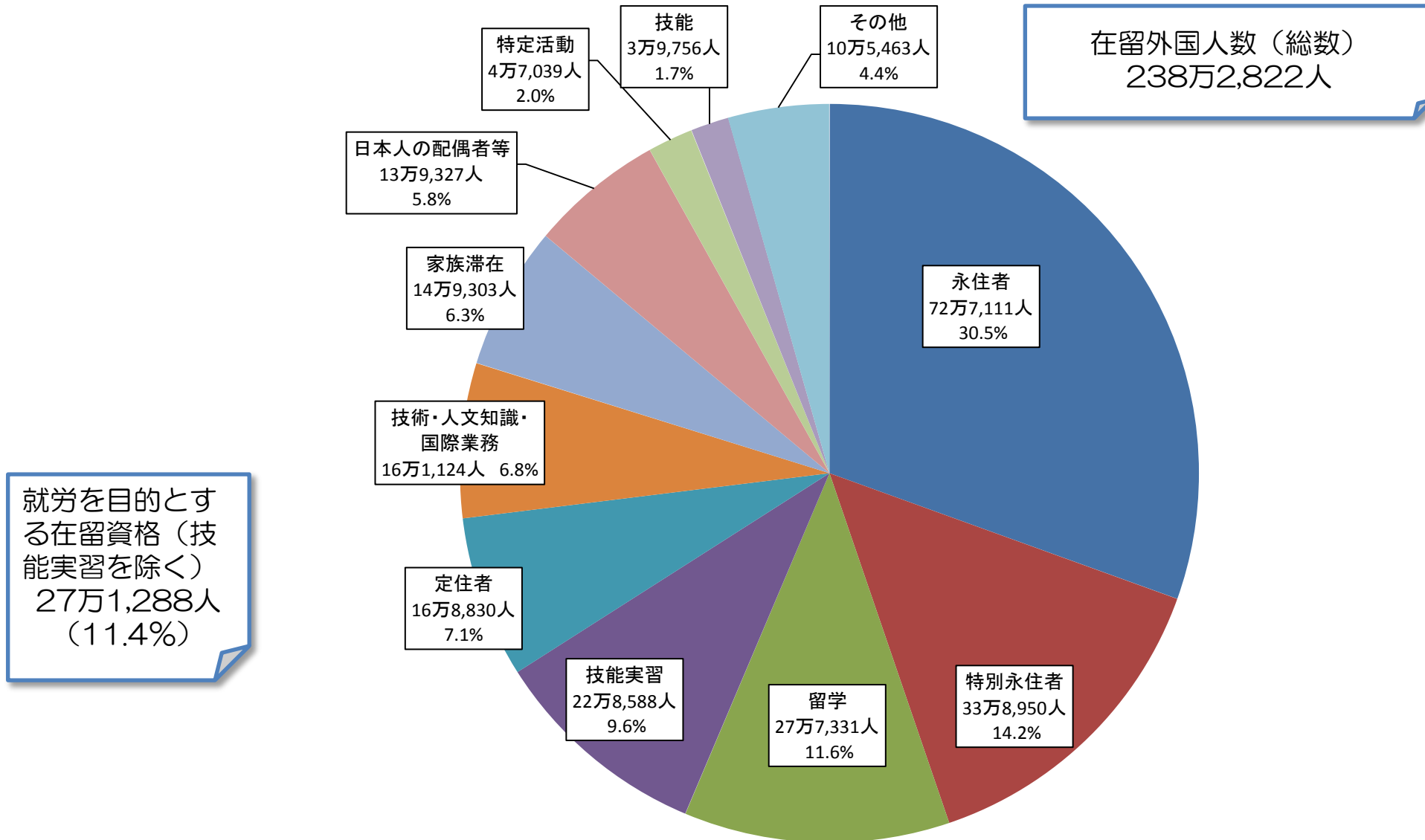
平成29年6月
法務省入国管理局

在留外国人数の推移



※ 各年末現在。平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は、在留外国人数。

在留外国人の在留資格等別内訳(平成28年末)



現在の基本的な考え方

専門的・技術的
分野の外国人



積極的に受入れ

我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進
(第9次雇用対策基本計画(閣議決定))

上記以外の
分野の外国人



様々な検討を要する

- ・我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応
(第9次雇用対策基本計画(閣議決定))
- ・経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。
(日本再興戦略2016(閣議決定))

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動をあらかじめ類型化し、どのような活動であれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものである。

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度外国人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士 (平成29年9月1日施行)
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語教育機関等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。 4

査証事前協議

査証発給は外務省の所掌事務であるが、査証免除措置が執られている場合を除き、有効な査証を所持することが上陸のための条件の1つとなっており、入管行政と密接な関係にある。

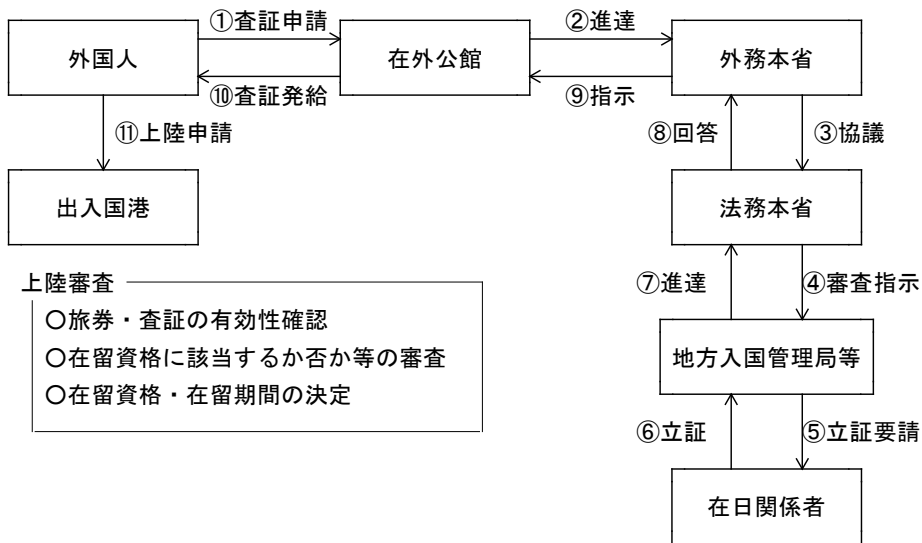
査証申請について、外務省から必要に応じて法務省に協議がなされ、協議を受けた法務省は、本邦での活動が在留資格に該当するか否か等の審査を行う。

在留資格認定証明書

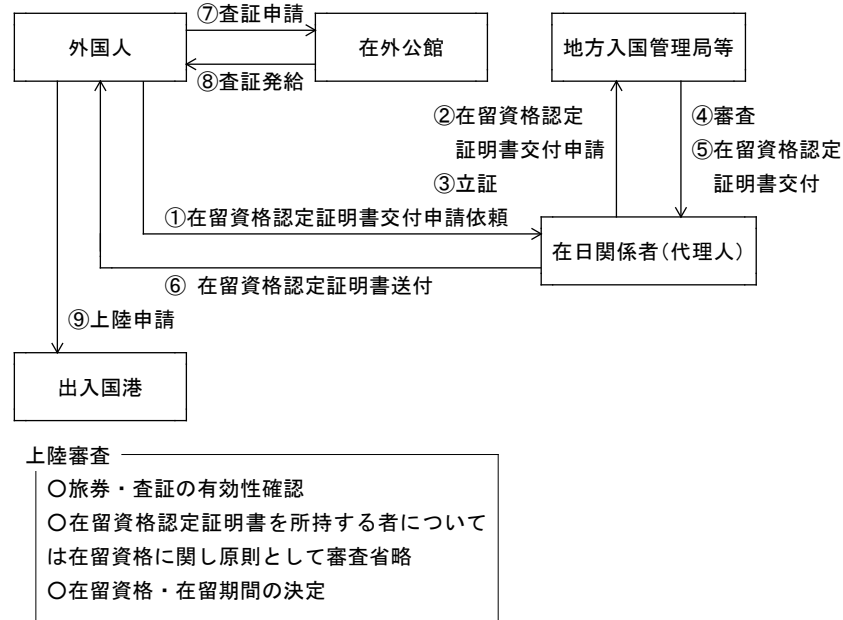
「短期滞在」「永住者」を除く在留資格で、外国人本人又はその代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に、その外国人に在留資格該当性があるか、上陸許可基準※への適合性が認められるかなど事前に審査を行う。在留資格該当性及び上陸許可基準適合性が認められた場合は、在留資格認定証明書を交付することとなり、外国人はこれを提示・提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができる。

※上陸許可基準について
我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して、法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)で規定している

1 査証事前協議



2 在留資格認定証明書交付申請



主な在留関係申請の概要

①在留資格認定証明書交付申請（入管法第7条の2）

我が国に入国しようとする外国人からの申請に基づき、本邦において行おうとする活動が上陸のための条件に適合しているかを審査し、適合している場合は、その旨の証明書（在留資格認定証明書）を交付することができる。

②在留資格変更許可申請（入管法第20条）

我が国に在留する外国人は、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

③在留期間更新許可申請（入管法第21条）

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留しようとする場合には、在留期間更新の許可を受ける必要がある。

④永住許可申請（入管法第22条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの永住許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の要件を満たす場合に付与される。

⑤在留資格取得許可申請（入管法第22条の2）

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国人となった者や、日米地位協定に基づき在留資格を要しないで在留する米国軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き60日を超えて我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

⑥資格外活動許可申請（入管法第19条）

在留資格により許可された活動以外の就労活動を行うことを希望する場合、資格外活動許可を受ける必要がある。

⑦再入国許可申請（入管法第26条）

再入国の許可を受けて本邦を出国した場合、再度入国する際に、改めて在留資格及び在留期間の決定を受ける必要がなくなる（旅券・査証の有効性、上陸拒否事由該当性のみ審査）。

【本人以外による申請手続】

各種申請書の提出や在留カードの受領は、各地方局に出頭して行う必要があるが、本人以外の者が行うことも可能。

（法定代理人、地方入国管理局長に届出を行った弁護士・行政書士、地方入国管理局長の承認を受けた企業の職員など）

在留関係の申請件数・許可件数の推移

○申請件数の推移（注1）

申請種別	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	対平成24年 増減率
①在留資格認定証明書交付申請	269,969	286,935	340,350	392,673	434,098	60.8%
②在留資格変更許可申請	132,746	145,132	155,985	171,213	196,460	48.0%
③在留期間更新許可申請	419,480	432,437	457,293	496,059	548,012	30.6%
④永住許可申請	60,206	50,760	54,359	54,164	55,359	-8.1%
⑤在留資格取得許可申請	8,723	9,457	11,036	10,938	13,208	51.4%
⑥資格外活動許可申請	148,297	165,741	188,197	220,721	251,238	69.4%
⑦再入国許可申請（注2，注3）	270,163	54,241	48,335	37,958	31,606	-88.3%

注1：申請件数は、各年に受理した件数。

注2：再入国許可申請の件数は、平成24年7月の「みなし再入国許可制度」施行以降、大きく減少している。

注3：みなし再入国許可制度とは、在留資格をもって在留する外国人で一定の要件を満たす者について、出国の日から1年以内（在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期限まで）に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可の取得を不要とする制度。なお、一定の要件を満たす特別永住者も対象となる（特別永住者の方のみなし再入国許可の有効期間は、出国の日から2年間）。

○許可件数の推移（注4）

申請種別	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	許可率 (平成28年)
①在留資格認定証明書交付件数	239,696	251,894	290,119	343,736	374,831	89.5%
②在留資格変更許可件数	124,192	135,289	142,700	159,235	180,480	94.0%
③在留期間更新許可件数	407,570	426,016	443,703	487,440	532,800	98.5%
④永住許可件数	42,176	45,179	35,800	39,820	35,679	67.5%
⑤在留資格取得許可件数	8,235	8,724	9,866	9,862	12,010	91.0%
⑥資格外活動許可件数	146,920	164,634	187,466	219,714	250,357	99.6%
⑦再入国許可件数	270,091	54,182	48,225	37,835	31,553	99.8%

注4：許可件数は各年に許可した件数（当該年に受理した申請以外の申請に対する許可も含む）

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）

- ▶ 高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討
⇒永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することとし、可能な限り速やかに必要な措置を講じる。あわせて、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直し及び更なる周知を促進する。
また、高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野において、我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請の在り方について検討を進め、可能な限り速やかに結論を得る。

- ▶ 国家戦略特区
⇒「家事支援外国人材の受入れ」については、具体的ニーズが大きい東京都において、神奈川県等の実施状況も踏まえ、事業の実施を積極的に検討し、速やかに結論を得る。

- ▶ 外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化
⇒外務大臣が適格性を審査した上で認定する者については、在留資格取得上の優遇措置（「高度人材ポイント制」における特別加算を含む。）や在留資格申請のための提出書類の簡素化等の施策を講じる。

- ▶ 在留管理基盤強化と在留資格手続きの円滑化・迅速化
⇒オンライン化を含めた在留資格手続きの円滑化・迅速化について平成30年度より開始するべく、所要の準備を進める。

- ▶ 外国人材受入れの在り方検討
⇒経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。

▶ 高度外国人材の受入れ（平成24年5月から開始）

⇒経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため「高度人材ポイント制」を導入

▶ 建設及び造船分野における外国人材の受入れ（平成27年4月から開始）

⇒復興事業の加速化と東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設需要に対応するための建設分野、及び建設分野と人材の流動性が高い造船分野における緊急かつ時限的な措置として、国土交通大臣が適正な受入れの確保に関する枠組みでの受入れ

▶ 国家戦略特区における家事支援外国人の受入れ（平成27年9月から開始）

⇒国家戦略特区において、家事支援事業実施区域の自治体及び関係府省（内閣府、法務省、厚労省、経産省）で構成される協議会が適正な受入れの確保に関する枠組みの下で、家事支援外国人受入企業との契約に基づき家事支援活動を行う外国人の入国・在留を認める特例措置

▶ 製造業における海外子会社等従業員の国内受入れ（平成28年3月から開始）

⇒製造業における海外子会社等従業員を国内に受け入れ、新製品開発等の専門技術を修得させ、当該技術を海外拠点に移転すること等を可能とするため、経済産業大臣の認定を前提とした受入制度

▶ 介護に従事する外国人の受入れ（平成29年9月から開始）

⇒介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の国家資格を有する者を対象とする新たな在留資格を創設

▶ 技能実習制度の見直し（平成29年11月から開始）

⇒技能実習制度の適正化のため監理団体の許可や技能実習計画の認定の仕組みを設け、受入機関を直接規制するという技能実習の新たな枠組みを構築するため、技能実習法を制定。また、在留資格「技能実習3号」を創設し、技能実習の期間を最大5年に拡大。

- ▶ 平成24年5月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入（在留資格「特定活動」）
- ▶ 平成25年12月に認定要件を緩和したほか、ウェブサイト掲載や関係機関へのリーフレット配布、企業・大学等の各種会合への職員派遣等の広報活動により高度人材認定数は増加傾向
- ▶ 平成26年の入管法改正により、平成27年4月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設

高度人材ポイント制の対象

- (3つの分類)
- ▶ 高度学術研究活動
 - ▶ 高度専門・技術活動
 - ▶ 高度経営・管理活動

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数（70点）に達した場合に優遇措置の対象とする。

在留資格「高度専門職」

- ▶ 「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の2種類
- ▶ 「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行った者が対象

優遇措置の内容

高度専門職1号

- ▶ 在留期間「5年」の付与
- ▶ 複合的な在留活動の許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

高度専門職2号

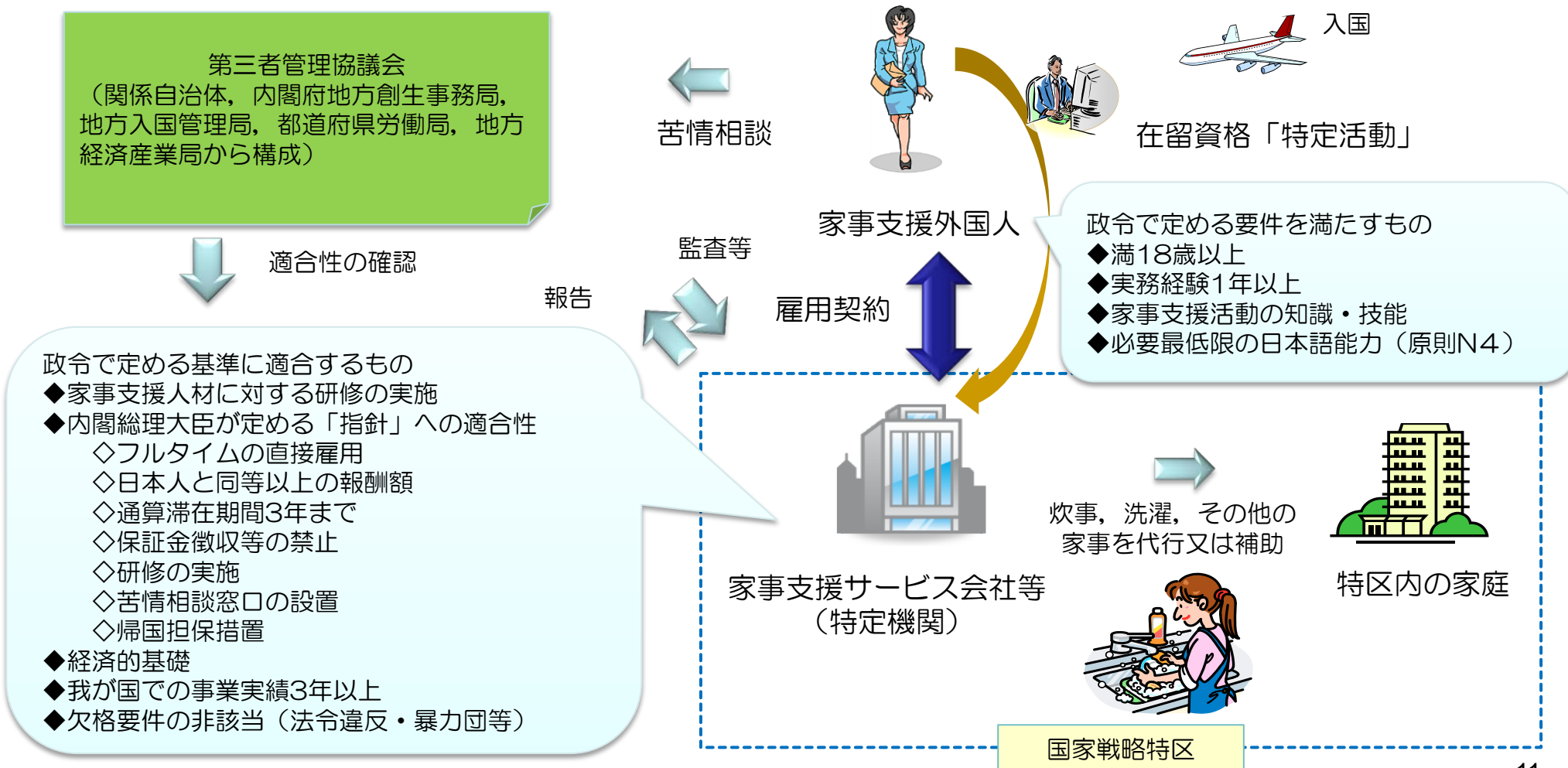
- ▶ 在留期間「無期限」の付与
- ▶ 就労資格のほぼ全ての活動を許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

共通



政府インターネットテレビより

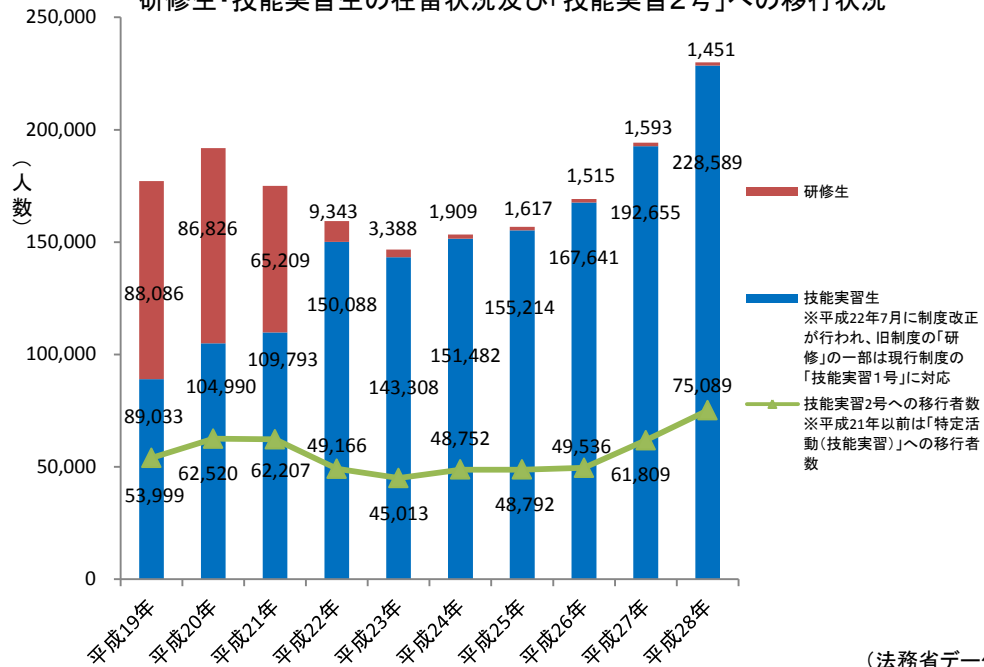
- 第189回国会で成立した国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年9月1日施行）において、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」が特例措置として規定された。
- 女性の活躍推進等のため、地方自治体等の一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留（在留資格「特定活動」）を可能とするもの。



技能実習制度の現状①

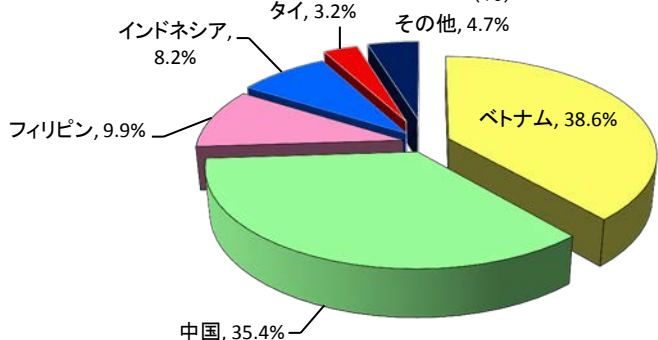
1 平成28年末の技能実習生の数は、228,589人
※技能実習2号への移行者数は、75,089人

研修生・技能実習生の在留状況及び「技能実習2号」への移行状況



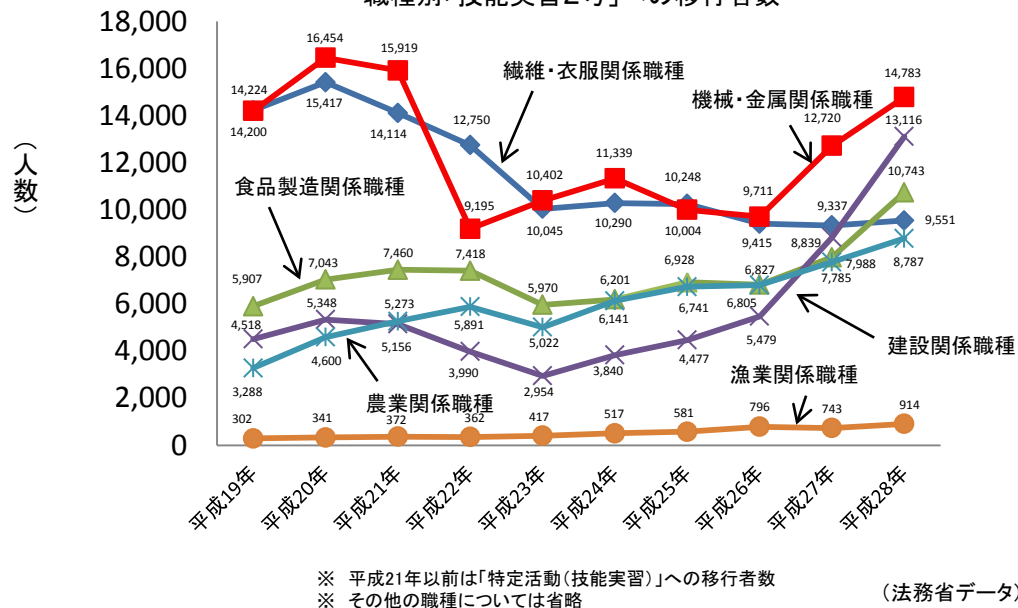
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③フィリピン

平成28年末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比 (%)



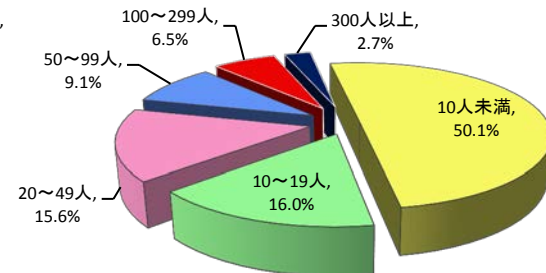
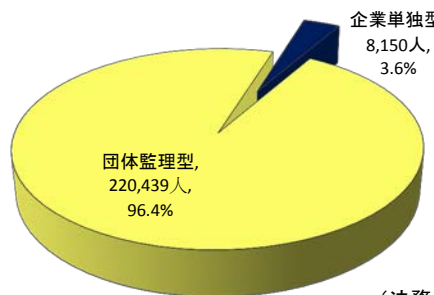
3 全体で74職種あり、受入人数の多い職種は、
①機械・金属関係 ②建設関係 ③食品製造関係

職種別「技能実習2号」への移行者数



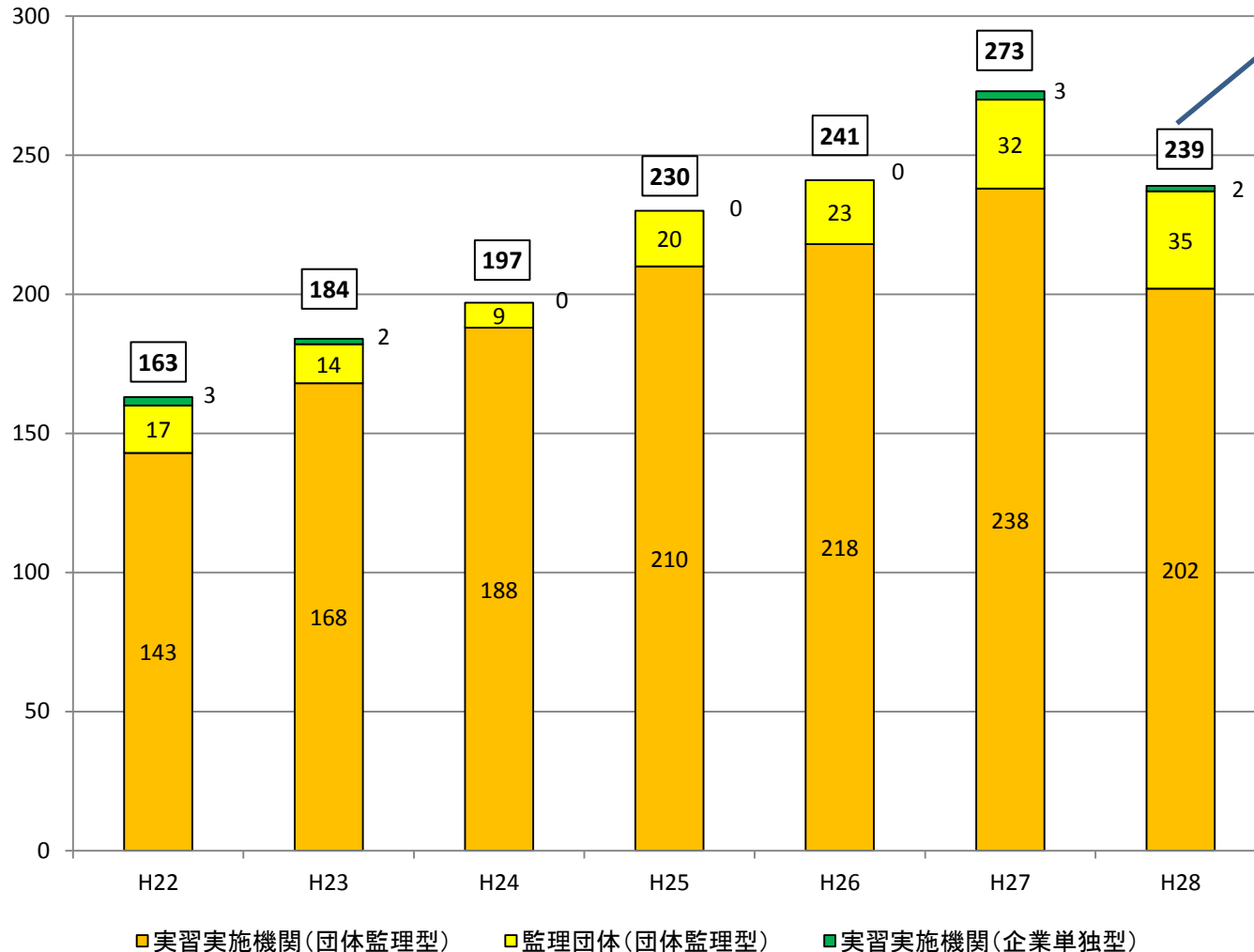
4 団体監理型の受入れが96.4%
実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成28年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数 平成27年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比 (団体監理型)



5 平成28年の受入れ形態別「不正行為」機関数は、239機関(実習実施機関(企業単独型) 2機関, 監理団体 35機関, 実習実施機関(団体監理型) 202機関), 類型別では、「賃金等の不払」の121件(31.6%)と「偽変造文書等の行使・提供」の94件(24.5%)で半数以上を占める。

「不正行為」機関数の推移



平成28年の「不正行為」件数

類型	件数
二重契約	0
研修・技能実習計画との齟齬	38
名義貸し	51
偽変造文書等の行使・提供	94
研修生の所定時間外作業	0
暴行・脅迫・監禁	0
旅券・在留カードの取上げ	16
賃金等の不払	121
人権を著しく侵害する行為	6
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	1
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」	11
行方不明者の多発	0
不法就労者の雇用等	23
労働関係法令違反(賃金等の不払いを除く。)	13
再度の不正行為	3
保証金の徴収等	4
講習期間中の業務への従事	2
営利目的のあっせん行為	0
日誌等の作成等不履行	0
帰国時の報告不履行	0
計	383

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。

技能実習制度の見直しの内容



開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

現 行

- ①政府（当局）間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在
- ②監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③民間機関である（公財）国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④実習生の保護体制が不十分
- ⑤業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

見直し後

見直しを盛り込んだ技能実習法が
平成29年11月1日施行

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で**政府（当局）間取決め**を順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、技能実習計画は個々に**認定制**とする。
- ③ 新たな**外国人技能実習機構（認可法人）**を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請**等を実施。これらの関係行政機関から成る「**地域協議会**」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

（注）橙色網掛け部分は法律で規定

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

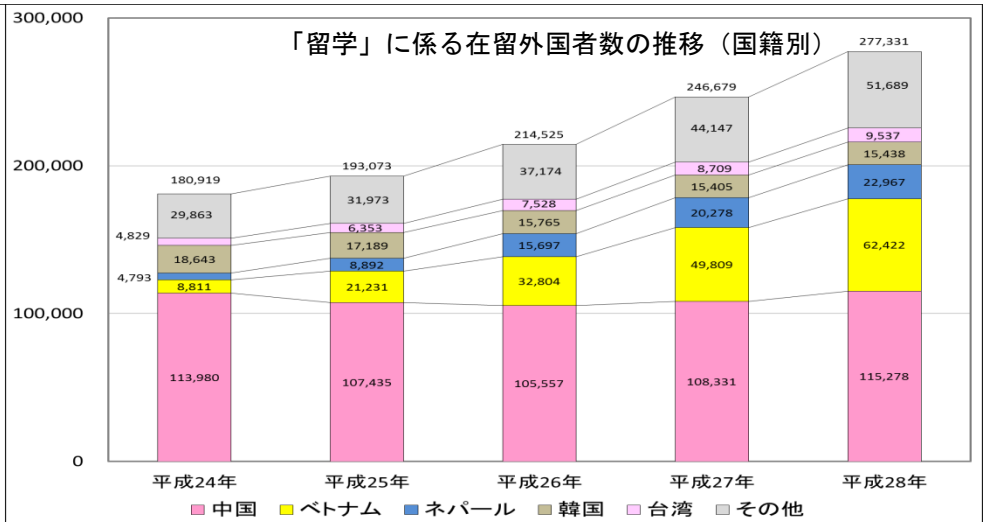
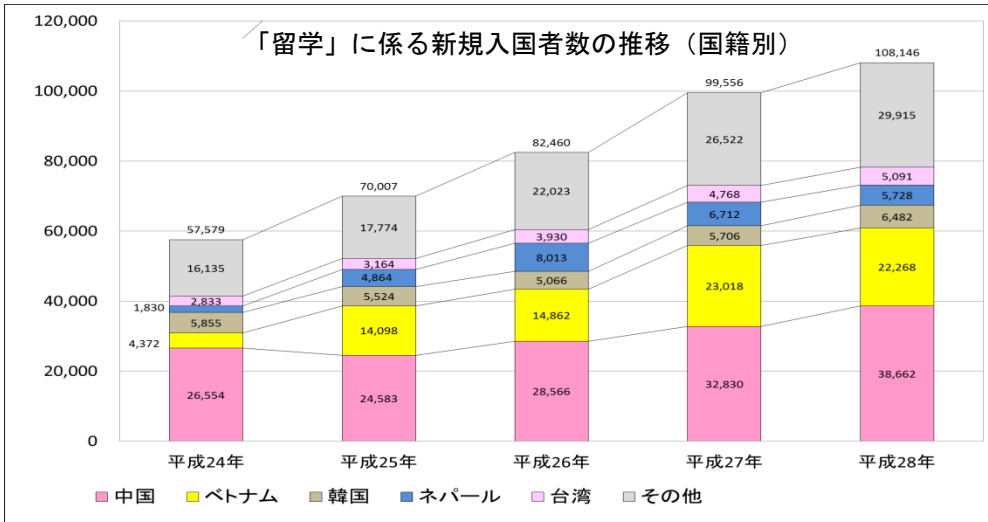
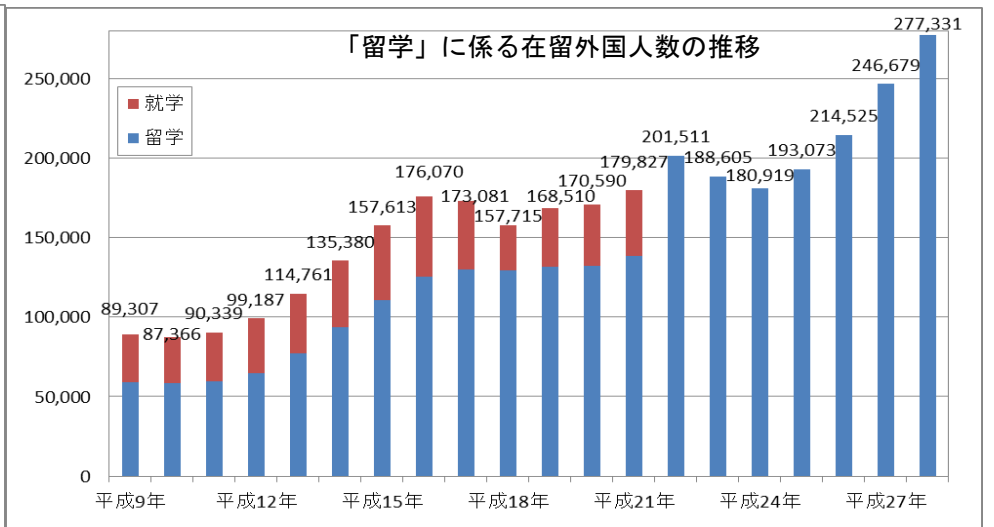
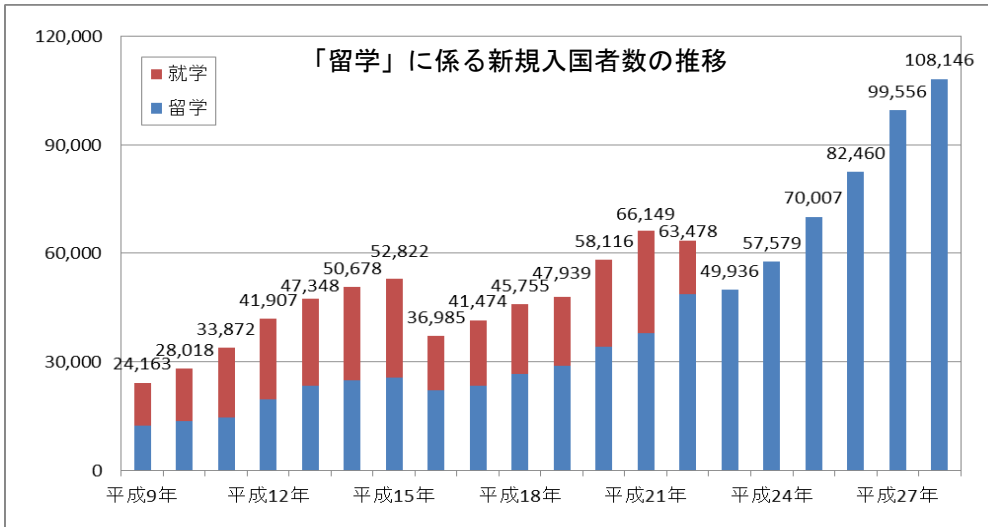
- ①優良な監理団体等への実習期間の延長又は再実習 → **3年間 ⇒ 5年間**（一旦帰国後、最大2年間の実習）
- ②優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 → 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（**最大5%まで ⇒ 最大10%まで等**）
- ③対象職種 of 拡大 → **地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置**
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

在留資格「留学」に係る新規入国者数・在留外国人人数



- 新規入国者数、在留外国人人数ともに平成15年頃に留学生の不法残留者数が増加する傾向にあったことを受け、経費支弁能力等に係る審査を徹底するなど慎重な審査を実施したこと等の影響で、平成16年に大幅に減少
- また、震災の影響により、新規入国者数は平成23年に、在留外国人人数は平成23年及び平成24年に大幅に減少
- 国籍別では、新規入国者数、在留外国人人数ともに中国とベトナムで過半を占めており、ベトナム及びネパールは継続して増加傾向

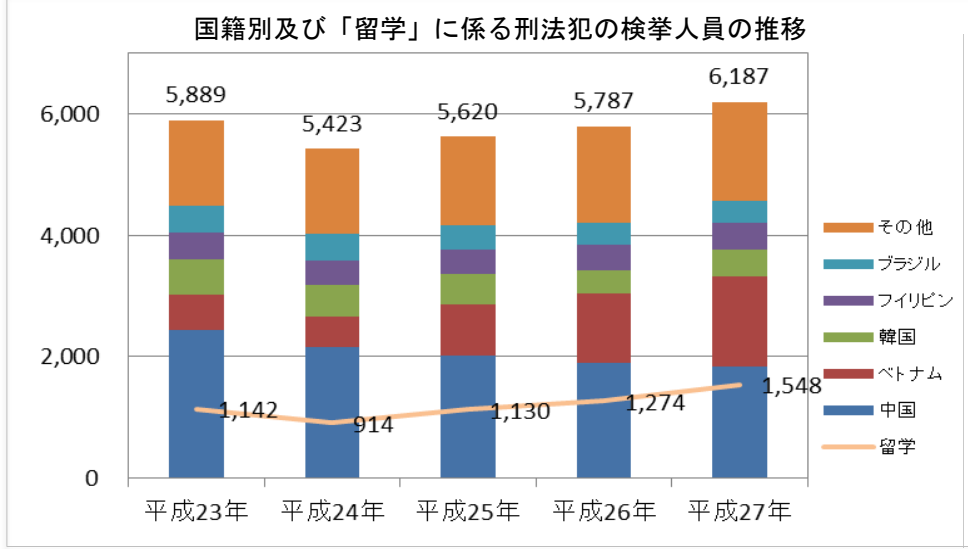
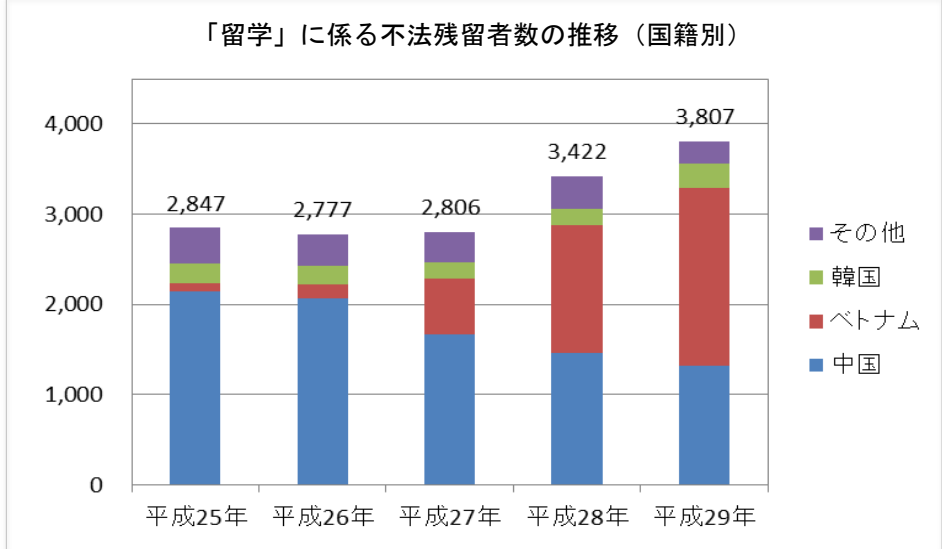
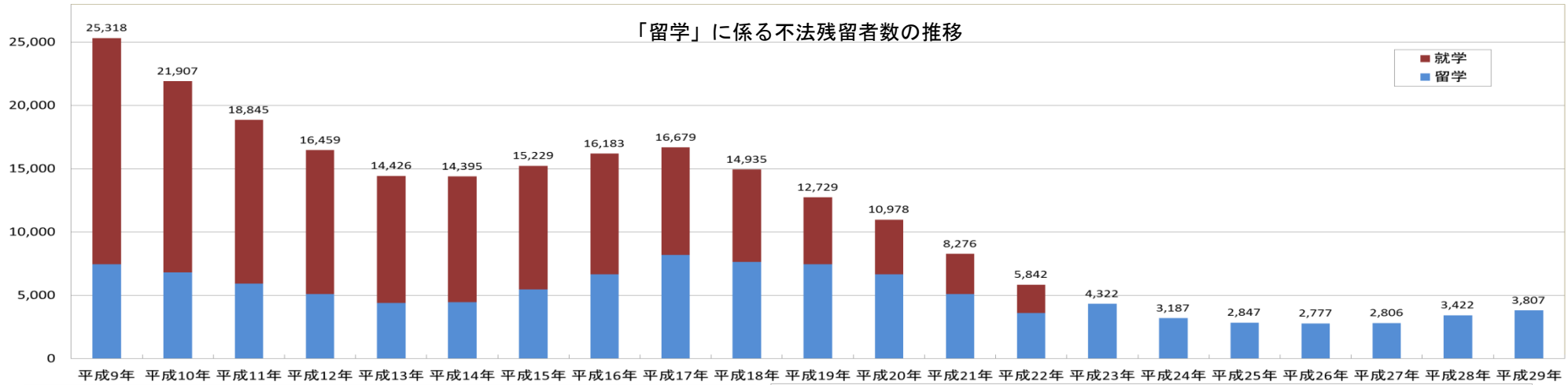


(注1) 在留外国人数は各年末現在の数(平成23年までは外国人登録者数, 平成24年以降は在留外国人人数)。(注2) 平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一本化。

(注3) 平成28年におけるネパールの新規入国者数は速報値である。

在留資格「留学」に係る不法残留者数，刑法犯の検挙人員等

- 不法残留者数は，平成17年以降減少していたが，平成27年から増加傾向
- 刑法犯の検挙人員は，国籍別ではベトナムが増加傾向にあり，「留学」についても増加傾向にある（国籍別在留資格別のデータは未公表）



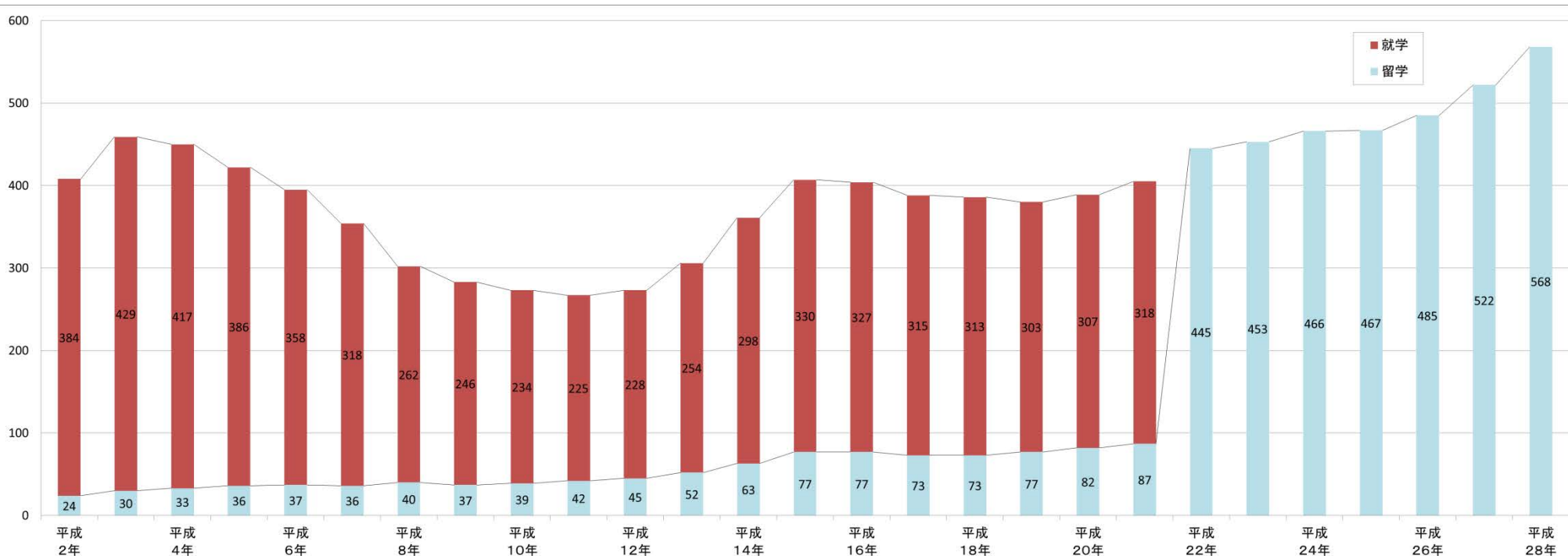
(注1)不法残留者数は各年1月1日現在の数。
 (注2)平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一本化。
 (注3)検挙人員の推移は警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」による。

在留資格「留学」に係る日本語教育機関

- 在留資格「留学」により、大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、専修学校及び各種学校のほか、設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動を行うことができること、「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」のひとつとして日本語教育機関がある。
- 当該日本語教育機関については、告示をもって定めることとしており、民間組織である一般財団法人日本語教育振興協会（日振協）が行った審査結果を参考としていたが、平成22年5月に実施された行政刷新会議ワーキンググループにおいて、その枠組みを定めた出入国管理及び難民認定法施行規則第63条は不明確であり、法的により明確な制度に改めるべきであるとの指摘を受け、平成28年7月に同施行規則第63条の規定を廃止し、上陸基準省令において、法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いた上で日本語教育機関の告示を行うことを規定したところ（平成29年8月1日施行）。併せて、告示の際の判断基準として、「日本語教育機関の告示基準」を定めたところ（平成28年7月22日策定）。

（注）平成23年1月以降は、当面の間の措置として、日振協が日本語教育機関の審査・証明のため利用していた「日本語教育機関の運営に関する基準」及び「日本語教育機関審査内規」にのっとり、法務省と文部科学省が協力しつつ告示に係る適格性を判断してきた。

日本語教育機関数の推移



日本語教育機関における資格外活動に係る問題点

資格外活動許可制度の概要

- 許可された活動以外の就労活動（アルバイト）に従事することを希望する場合、資格外活動許可の申請を行う必要がある。
- 留学生の多くは、1週について28時間（教育機関の長期休業期間中は1日8時間）以内（風俗営業を除く）の条件を付しての資格外活動許可を受けている。

問題点

- 資格外活動許可の制限時間（1週につき28時間以内）を大幅に超えるような就労活動をしている旨の報道がある。
- なかには、学校ぐるみで資格外活動許可の制限時間を超えて就労活動させている事案も発生している。

入国管理局における取組み

- 日本語教育機関に対して実態調査を実施
- 日本語教育機関に在籍する者について資格外活動の状況調査を実施
- 在留資格認定証明書交付申請及び在留期間更新許可申請に係る審査方針の検討

参考：自民党「一億総活躍社会の構築に向けた提言」（平成29年5月10日）（抜粋）

- マイナンバー制度を活用し外国人留学生の資格外活動の管理強化を図る（体制確立後は時間制限緩和も検討すべきである）。

入管法上の要件

素行善良要件

- 法令を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること

国益要件

- その者の永住が日本国の利益の合すると認められること
 - ・ 10年以上継続して在留していること（うち5年は就労資格又は居住資格で在留していること）
 - ・ 納税義務等公的義務を履行していること
 - ・ 最長の在留期間（3年、5年）を所持していること
 - ・ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと

独立生計要件

- 日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること

永住許可に関するガイドライン

- 原則10年在留に関する特例
 - ・ 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者
 - 実体を伴った婚姻が3年以上継続し、かつ、1年以上本邦に在留していること。その実子は1年以上本邦に在留していること
 - ・ 定住者、難民の認定を受けた者
 - 5年以上本邦に在留していること
 - ・ 外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献が認められる者
 - 5年以上本邦に在留していること
（我が国への貢献に関するガイドライン）
 - ・ 特定研究等活動又は特定情報処理活動（特定活動告示36号又は37号）によって我が国への貢献が認められる者
 - 3年以上本邦に在留していること
 - ・ 70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者
 - 3年以上本邦に在留していること
 - ・ 高度外国人材の中でも特に高度と認められる者（80点以上のポイントで認められた者）
 - 1年以上本邦に在留していること
＝「日本版高度外国人材グリーンカード」

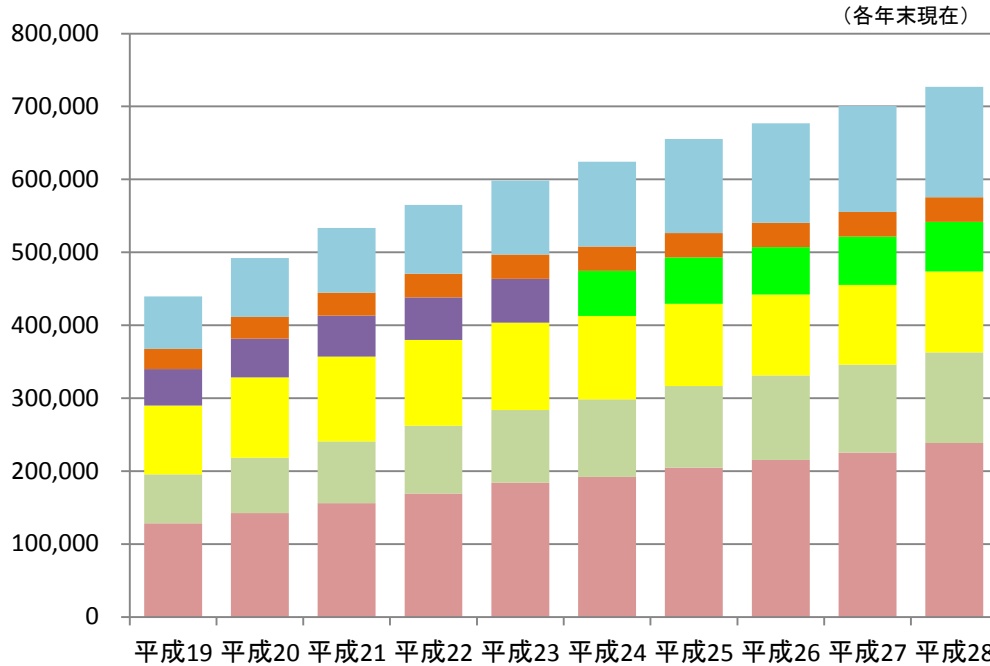
「我が国への貢献」に関するガイドライン

- 国際的に権威あるものとして評価されている賞を受けた者
- 我が国とその者の派遣国との友好、文化交流の増進に貢献があった者
- 我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者
- IoT又は再生医療等の「成長分野」の発展に寄与するプロジェクトに従事し、我が国の経済又は産業の発展に貢献があった者
- 日本国内の企業の経営に従事したことがある者で、1億円以上の投資を行うことにより我が国の経済又は産業の発展に貢献があった者
- 我が国の文化の向上に貢献のあった者
- 日本の高等教育の水準の向上に貢献のあった者
- 研究活動により顕著な成果を挙げたと認められる者
- 我が国におけるスポーツ等の振興に多大な貢献のあった者等について、永住許可申請に要する在留期間を5年に短縮

※ 日本再興戦略2016に基づき、平成29年4月26日、永住許可に関するガイドライン及び「我が国への貢献」に関するガイドラインを改訂し、永住許可要件の更なる緩和を行った（上記青字の部分）。

永住者数の推移等（平成19年末～28年末）

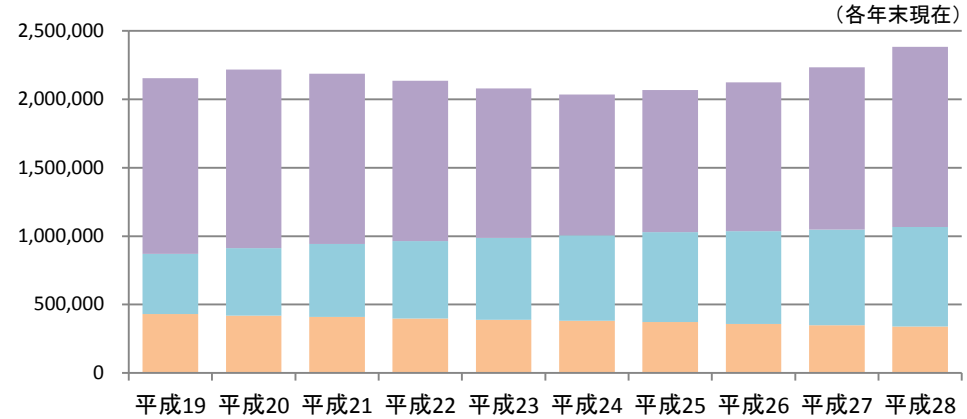
永住者数の国籍・地域別の推移



	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
総数	439,757	492,056	533,472	565,089	598,440	624,501	655,315	677,019	700,500	727,111
中国	128,501	142,469	156,295	169,484	184,216	191,958	204,927	215,155	225,605	238,438
フィリピン	67,131	75,806	84,407	92,754	99,604	106,399	111,952	115,857	120,390	124,477
ブラジル	94,358	110,267	116,228	117,760	119,748	114,641	112,428	111,077	109,361	110,932
韓国・朝鮮	49,914	53,106	56,171	58,082	60,262					
韓国						61,513	63,727	65,019	66,326	68,033
ペルー	27,570	29,976	31,711	32,416	33,307	33,331	33,610	33,496	33,594	33,803
その他	72,283	80,432	88,660	94,593	101,303	116,659	128,671	136,415	145,224	151,428

(注1) 平成23年末までは外国人登録者数、平成24年末からは在留外国人数である(本ページについて同じ)。
(注2) 平成23年末の統計までは、韓国と朝鮮を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、24年末の統計からは、「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

在留外国人に占める永住者の割合の推移



	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
総数	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,508	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822
特別永住者	430,229	420,305	409,565	399,106	389,085	381,364	373,221	358,409	348,626	338,950
永住者	439,757	492,056	533,472	565,089	598,440	624,501	655,315	677,019	700,500	727,111
その他	1,282,987	1,305,065	1,243,084	1,169,956	1,090,983	1,027,791	1,037,909	1,086,403	1,183,063	1,316,761

永住許可申請件数及び処理状況

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
新規受理	60,462	60,854	60,206	50,760	54,359	54,164	55,359
処理総数	65,169	56,969	61,173	62,965	50,788	56,182	52,819
許可	48,003	41,429	42,176	45,179	35,800	39,820	35,679
不許可	16,495	14,818	18,221	16,420	13,916	15,130	15,631
その他	671	722	776	1,366	1,072	1,232	1,509
許可率	73.7%	72.7%	68.9%	71.8%	70.5%	70.9%	67.5%

(注)「その他」は、移管、取下及び終止等である。

国会での質問・指摘

- 平成26年6月10日 第186回国会 参議院法務委員会
「高度専門職1号」や「高度専門職2号」の資格を認められた場合、5年の在留で永住許可の対象となるが、永住者となれば高度人材としての活動が担保されなくなり、本来期待される役割を果たさないまま我が国に居着いてしまうことも考えられる。このような問題を後追いで考えるのではなく、予め考えておくべきではないか。
- 平成28年4月26日 第190回国会 衆議院法務委員会厚生労働委員会連合審査
「日本人の配偶者」として永住許可を受けた後、時間をおかずして離婚し、その後、同国人と婚姻し呼び寄せに及ぶような、永住許可直後に永住許可時の要件を満たさなくなる事案や、永住許可後に再入国許可を取得して出国し、殆ど本邦に在留せず納税等の義務も果たしていない事案のような本邦への定着性が認められない事案が少なからず見受けられるところ、永住許可喪失の要件について検討を求める発言がなされる等、我が国における永住許可の今後の在り方について問題提起がなされている。

平成29年1月18日～2月16日までのパブリック・コメントで寄せられた意見

今般のガイドライン改訂に際してのパブリックコメントでは3,845件の意見が寄せられ、ほとんどが反対意見であったものの、永住許可に関するガイドライン及び「我が国への貢献」に関するガイドライン改正案と直接に関係のない、外国人の受入れそのものに反対する意見が多く、また、改正案に言及するものについても、多くは誤解に基づくものであった。

一方、次のように、永住許可の在り方や永住許可後の在留管理等に懸念を表明する意見も寄せられた。

- 永住許可申請の審査を強化すべきである。
- 永住許可後、要件に該当しなくなった場合や問題がある活動を行った場合に永住許可を取り消す等、永住許可後の在留管理を強化すべきである。
- 永住許可後、生活保護を受給する等、公的負担となる者が相次ぐのではないか。

■ 日系四世受入れの現状

日系四世の方々は、日本社会との関係性が日系三世の方々と同様とまではいえないため、「定住者」として在留する日系三世の扶養を受ける未成年で未婚の実子に限り、「定住者」の在留資格で入国・在留を認めている。

■ 総理答弁（平成29年2月2日衆議院予算委員会）

「私も南米の国を回りまして、・・・（略）・・・、二世、三世の皆さんも、おじいちゃん、おばあちゃん、そしてひいおじいちゃん、ひいおばあちゃんの国である日本への強い憧れを持っているということを本当にそれぞれの国で感じました。」

「・・・（略）・・・、一回行ってみたいという方々の熱意を私も聞きまして、こういう日系四世の皆さんの熱意にも応えていく必要が日本としてあるのではないかと、私はこう思います。・・・（略）・・・四世の皆さんにどういった対応ができるかということをもっと前向きに検討していきたい、このように考えております。」

■ 自民党・一億総活躍推進本部における議論

○ 一億総活躍社会の構築に向けた提言（抜粋）

「母国での日本語習得支援や新しいワーキングホリデー制度創設による日系四世の受入・活躍支援をすべきである。」

○ 誰もが活躍する社会をつくるPT提言（抜粋）

④ 日系四世の日本における活躍について

・・・（略）・・・。日系人は我が国を祖国とする同胞であるとともに、我が国のよき理解者であり、日系四世についても敬愛をもって接する必要がある。その受け入れに関して以下を提言する。

(1) 日系四世を日本で受け入れ前段階で、現地での日本文化並びに日本語学習環境を整備する。

(2) 日系四世が日本文化と日本語を学べるよう「新しいワーキングホリデー」ともいえるべき、制度を確立する。

例えば、労働時間に制約をつけない2年間の日本語学習を責務とし、地方自治体や地域が受け入れやすい環境を整備する。

(3) 日系四世の将来の在留資格のあり方については、「新しいワーキングホリデー」の下、実施状況を確認しながら、議論を開始することとする。

在留資格の取消しについて

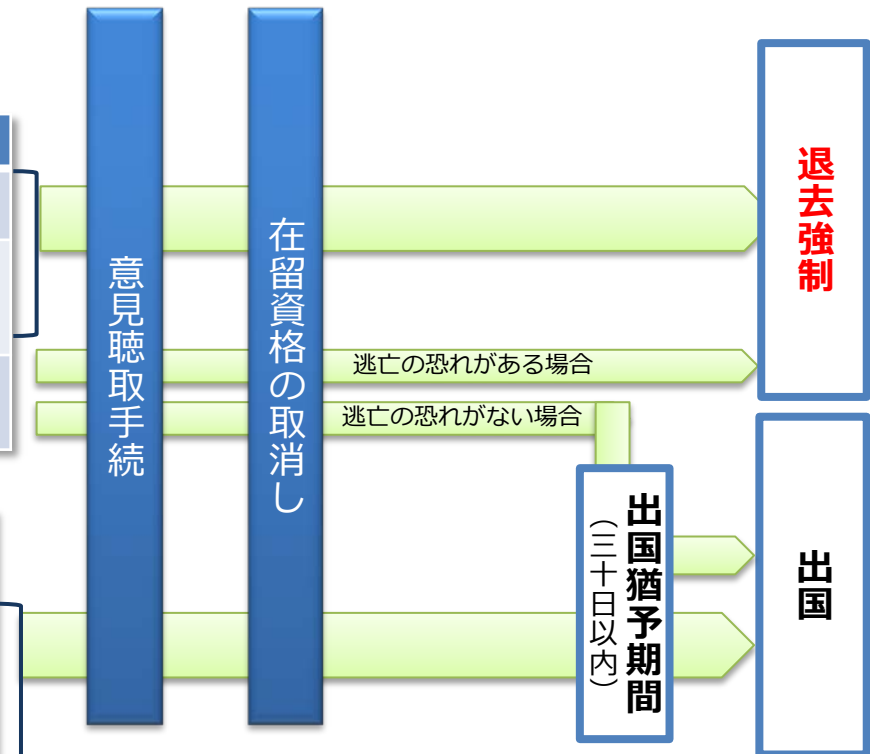
取消事由

より悪質性が高いもの

法第22条の4第1項	概要
1号	上陸拒否事由に該当しないものと偽り、上陸許可を受けたこと
2号	1号のほか、偽り其他不正の手段により上陸許可等を受けたこと(平成29年1月旧2号(活動内容の偽り)と旧3号(上陸許可基準の学歴、職歴等の偽り)が統合され、現行の2号となった。)
5号 (平成29年1月新設)	在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ他の活動を行い又は行おうとして在留していること

その他

法第22条の4第1項	概要
3号 (平成29年1月 旧4号→3号)	1号・2号のほか、不実記載の文書の提出により上陸許可等を受けたこと
4号 (平成29年1月 旧5号→4号)	偽り其他不正の手段により、退去強制手続又は難民認定手続における在留特別許可を受けたこと
6号	別表第1の在留資格をもって在留する者が在留資格に応じた活動を3月(高度専門職は6月)以上行なわないで在留していること
7号	日本人の配偶者等、永住者の配偶者等の在留資格を有する者が在留資格に応じた活動を6月以上行なわないで在留していること
8号	上陸許可等を受けて新たに中長期在留者となった者が90日以内に住居地の届出をしないこと
9号	中長期在留者が転居した場合、90日以内に新住居地の届出をしないこと
10号	中長期在留者が虚偽の住居地を届け出たこと



在留資格取消件数（取消し事由別）

	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	合計
H26	22	105	29	36		64	31		1		288
H27	25	87	27	53		84	30		1		307
H28	30	57	52	43		80	32				294